

会津若松市役所での手続きチェックリスト

※一部市役所以外の手続きも含まれています。

※本人確認書類の例：マイナンバーカード、運転免許証等

区分	No.	該当	手続き済	該当事項	手続き内容	手続き期限・期間	手続き窓口	ページ
死亡届 火葬許可	1	☐	☐	死亡届の提出、火葬許可・ 斎場利用許可の申請	※火葬がお済みの場合は、 すでにこの手続きは 完了しています	死亡を 知った日から 7日以内	市民課	P.11
住民 登録等	2	☐	☐	故人が世帯主だった世帯 (3人以上の世帯の 世帯主が亡くなったとき) ※該当の世帯には 別途お知らせします	●世帯主変更の手続きを してください	死亡届出後 14日以内	市民課、 各市民センター、 北会津支所、 河東支所	P.11
	3	☐	☐	印鑑登録証、 住民基本台帳カード、 市民カード(Aoiカード)を お持ちの方	●各カードを お返しください	すみやかに	市民課	P.11
	4	☐	☐	マイナンバーカード、 個人番号通知カードを お持ちの方	●お返しただかなくて 結構です(各種手続きで 個人番号を使用する 場合があります) 手続き終了後に カードを破棄してください	—		P.12
	5	☐	☐	在留カード、 特別永住者証明書を お持ちの方	●地方出入国在留 管理局へお返しください 詳しくは手続き窓口へ お問い合わせください	すみやかに	仙台出入国 在留管理局 郡山出張所	P.30
健康保険	6	☐	☐	国民健康保険の 被保険者だった方	●保険証等をお返しください ※亡くなった方が 世帯主で、同世帯に 国保に加入している方が いるときは、保険証等の 書替え(世帯主変更)が 必要です	【保険証等の返還】 すみやかに 【世帯主変更】 すみやかに	国保年金課、 北会津支所、 河東支所	P.13
	7	☐	☐		●葬祭費の手続きを してください	葬祭を行った日の 翌日から2年以内		
	8	☐	☐	後期高齢者医療の 被保険者だった方	●保険証等をお返しください	すみやかに		
	9	☐	☐		●葬祭費等の手続きを してください	【葬祭費の支給申請】 葬祭を行った日の 翌日から2年以内 【相続人代表者の届出】 すみやかに		
公的年金	10	☐	☐	国民年金被保険者、 年金を受給していた方	●お問い合わせください	すみやかに (年金加入状況に よって変わります)	【電話予約制】 会津若松 年金事務所 または 国保年金課	P.14 ～ P.15

区分	No.	該当	手続済	該当事項		手続き内容	手続き期限・期間	手続き窓口	ページ
介護保険	11	☐	☐	介護保険証等をお持ちだった方		●介護保険証等をお返してください	すみやかに	高齢福祉課、 北会津支所、 河東支所	P.16
	12	☐	☐	高額介護サービス費を受給されていた方		●振込先の変更手続きをしてください	すみやかに		
子育て	13	☐	☐	児童手当を受給されていた方	受給者が死亡した場合	●未支払児童手当の請求をしてください ●新しい請求者への変更手続きをしてください	死亡日の翌日から15日以内	こども家庭課、 北会津支所、 河東支所	P.17 ～ P.18
	14	☐	☐		対象児童が死亡した場合	●喪失または減額の手続きをしてください	すみやかに		
	15	☐	☐	子ども医療費受給資格証をお持ちの方	被保険者（保護者）が死亡した場合	●受給資格内容変更の手続きをしてください	すみやかに	こども家庭課、 北会津支所、 河東支所	
	16	☐	☐		対象児童が死亡した場合	●受給資格証をお返してください	すみやかに		
	17	☐	☐	児童扶養手当を受給されていた方		●こども家庭課へお問い合わせください	死亡日から14日以内	こども家庭課	
	18	☐	☐	ひとり親家庭医療費助成を受給されていた方		●こども家庭課へお問い合わせください	すみやかに		
	19	☐	☐	特別児童扶養手当を受給されていた方		●こども家庭課へお問い合わせください	死亡日から14日以内	こども家庭課	P.17
	20	☐	☐	障害児福祉手当を受給されていた方		●こども家庭課へお問い合わせください	死亡日から14日以内		P.19
税金	21	☐	☐	市税等を口座振替で納付している方で 口座名義人が死亡した場合		●登録口座の廃止・変更手続きが必要です	すみやかに	市内の金融機関 または納税課	P.19
	22	☐	☐	原付バイク、小型特殊（コンバイン等）を所有していた方		●税務課へお問い合わせください	【名義変更】 死亡日から15日以内 【廃車・譲渡】 死亡日から30日以内	税務課 諸税グループ、 北会津支所、 河東支所	P.20
	23	☐	☐	軽自動車、軽トレーラーを所有していた方		●名義変更・廃車等の手続きをしてください	すみやかに	軽自動車検査協会 （福島事務所）	P.29

区分	No.	該当	手続済	該当事項	手続き内容	手続き期限・期間	手続き窓口	ページ
税金	24	☐	☐	市・県民税が課税されていた方	●相続人指定届の提出をお願いします	すみやかに	税務課 市民税グループ	P.20
	25	☐	☐	土地・家屋を所有していた方	●現所有者の申告をお願いします ※土地・家屋の相続登記手続きについては法務局へお問い合わせください ☎ 27-1498	現所有者であることを知った日の翌日から3か月以内	税務課 家屋・償却資産グループ	P.21
土地・道路等	26	☐	☐	扇町土地区画整理事業徴収清算金を納付していた方	●徴収清算金債務承継届の提出をお願いします お問い合わせください	すみやかに (おおむね2週間以内)	開発管理課 区画整理グループ	—
	27	☐	☐	道路占用をしている方	●占用者の変更手続きが必要です	すみやかに (おおむね2週間以内)	開発管理課 路政グループ	P.21
	28	☐	☐	法定外公共物（水路等）を使用している方	●使用者の変更手続きが必要です	すみやかに (おおむね2週間以内)		
農地（農業） 山林	29	☐	☐	山林を所有していた方	●お問い合わせください (法務局での相続手続きが済んでから)	山林の所有者となった日から90日以内	農林課	P.22
	30	☐	☐	農地を所有していた方	●お問い合わせください (法務局での相続登記が済んでから)	相続登記完了後、すみやかに	農業委員会 事務局	P.23
	31	☐	☐	農業者年金を受給していた方	●農協窓口で死亡届の手続きが必要です お問い合わせください	すみやかに	会津よつば農業 協同組合各支店	P.23
障がい	32	☐	☐	身体障害者手帳をお持ちの方	●手帳をお返しく下さい	すみやかに	障がい者支援課、 北会津支所、 河東支所	P.24 ～ P.25
	33	☐	☐	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	●手帳をお返しく下さい	すみやかに		
	34	☐	☐	療育手帳をお持ちの方	●手帳をお返しく下さい	すみやかに		
	35	☐	☐	重度心身障がい者医療費助成を受給されていた方	●受給者証をお返しく下さい	すみやかに		
	36	☐	☐	特別障害者手当等を受給されていた方	●喪失の手続きをしてください	すみやかに		
	37	☐	☐	自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方	●受給者証をお返しく下さい	すみやかに		
	38	☐	☐	指定難病（特定疾患）医療受給者の方	●受給者証をお返しく下さい	病院等への支払い終了後、すみやかに	会津保健福祉 事務所 健康増進課	P.30
	39	☐	☐	小児慢性特定疾病医療受給者の方	●受給者証をお返しく下さい	病院等への支払い終了後、すみやかに	会津保健福祉 事務所 児童家庭 支援チーム	P.30

区分	No.	該当	手続済	該当事項		手続き内容	手続き期限・期間	手続き窓口	ページ
納骨堂・市営墓地	40	☐	☐	大塚山納骨堂の永年合葬室を生前登録していた方		●収蔵申請が必要です 都市計画課へ お問い合わせください	納骨の 14 日前までに	都市計画課	P.26
	41	☐	☐	市営墓地を 使用している方 ・大塚山墓園 ・真宮墓地公園 ・一本木墓園 ・冬木沢墓園 ・会津若松市墓地	使用者が 死亡（権利を承継 して埋葬する場合）	●承継届と埋蔵届が 必要です	すみやかに （※埋蔵届は 納骨前までに）		
	42	☐	☐		使用者以外が死亡 （これから 埋葬する場合）	●埋蔵届が必要です	納骨前までに		
	43	☐	☐		使用者が 死亡（管理料を 口座振替しており、 新たな使用者も 管理料を口座振替で 納付したい場合）	●登録口座の変更が 必要です	すみやかに	市内の 各金融機関	
市営住宅	44	☐	☐	市営住宅に入居していた方		●お問い合わせください	すみやかに （おおむね 2 週間以内）	建築住宅課	P.27
県営住宅	45	☐	☐	県営住宅に入居していた方		●お問い合わせください	すみやかに	会津地区 県営住宅 管理事務所	P.29
し尿 くみ取り	46	☐	☐	し尿くみ取りのトイレを 使用している方 ※北会津町、真宮新町、河東町を 除く		●くみ取り停止、 利用者変更の 手続きが必要です お問い合わせください	死亡届出後 14 日以内	環境共生課	P.27
上下水道	47	☐	☐	上下水道を使用している家庭で 使用名義人が死亡した場合		●お問い合わせください	すみやかに	会津若松市 上下水道 料金センター	P.28
	48	☐	☐	地下水を使用し下水道などに 接続している方		●人数変更手続きが 必要です お問い合わせください	すみやかに		
	49	☐	☐	上水道の給水装置を所有 または管理している方		●お問い合わせください	すみやかに	会津若松 アクアパートナー 株式会社	